

総

括

I 総括

1 沿革

昭和 16 年 10 月	設置認可（設置指令厚生省千人第 398 号）（昭和 16 年 10 月 6 日）
昭和 18 年 6 月	夷隅郡の大半及び安房郡の一部を管轄して勝浦町（現在地）で業務を開始する。（昭和 18 年 6 月 27 日）
昭和 19 年 12 月	鴨川保健所の新設に伴い、安房郡の一部を分離、茂原保健所管轄であった夷隅郡の一部を吸収して夷隅郡全域を管轄する。（7 町 15 村 人口 115,000 人）
昭和 23 年 5 月	保健所細菌試験室 41.25 m ² 竣工
昭和 26 年 11 月	勝浦町大火 罹災民の医療救助、伝染病予防を期する。
昭和 27 年 2 月	大原北町に犬抑留所 30.52 m ² 、付属倉庫 11.55 m ² を新設
昭和 28 年 3 月	保健所事務室 115.5 m ² を増築
昭和 30 年 6 月	勝浦保健所大多喜試験室 267.3 m ² を大多喜町字上南部に開設
昭和 37 年 6 月	旧犬抑留所を廃止し、大原町深堀に新しく犬抑留所竣工
昭和 40 年 3 月	組織改正により総務課、保健指導課、予防課、衛生課の 4 課体制となる。
昭和 44 年 4 月	保健所新庁舎竣工
昭和 45 年 3 月	大多喜衛生試験室閉鎖
昭和 46 年 1 月	大原町深堀の犬抑留所、管理室を廃止し大原町新田に新設
昭和 51 年 3 月	保健所検査室 33.6 m ² を増設
昭和 55 年 5 月	大原町新田の犬抑留所施設を廃止し大原町下布施に新設
平成 8 年 2 月	犬焼却炉・燃料庫解体撤去
平成 9 年 4 月	組織改正により総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、検査班、食品衛生班、環境衛生班の 1 課 6 班体制となる。
平成 12 年 4 月	組織改正により総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、検査課、生活衛生課の 5 課 1 班体制となる。
平成 16 年 4 月	組織改正により勝浦保健所と夷隅支庁社会福祉課が統合し、「夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）」となる。 庁舎は旧勝浦保健所庁舎を増改築して使用 組織は、総務企画課、地域保健福祉課、生活保護課、健康生活支援課の 4 課体制
平成 17 年 12 月	夷隅町・大原町・岬町が合併し「いすみ市」が発足
平成 18 年 4 月	組織改正により総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課の 3 課体制となる。
平成 20 年 4 月	検査業務分担の見直しにより、総務企画課から検査業務が廃止され長生健康福祉センター（保健所）検査課が実施することとなる。
平成 24 年 7 月	庁舎の耐震改修工事に伴い仮庁舎へ移転 （勝浦市墨名 651-1 MK 第二ビル 3 階）
平成 25 年 8 月	庁舎の耐震改修工事完了により本庁舎で業務を開始する。
平成 29 年 4 月	組織改正により総務企画課、地域保健福祉課、生活保護課、健康生活支援課の 4 課体制となる。

表1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	北 原 圭 三 (兼)	昭和 18. 7. 20 ～	20 代	鈴 木 弘 一	平成 5. 4. 1 ～
2 代	宇田川 英 敏	昭和 19. 5. 6 ～	21 代	堀 部 治 男 (兼)	平成 6. 4. 1 ～
3 代	村 田 四 郎 (兼)	昭和 20. 6. 19 ～	22 代	井 上 孝 夫	平成 6. 7. 1 ～
4 代	宇田川 英 敏	昭和 21. 2. ～	23 代	内 田 佐太臣 (兼)	平成 8. 4. 1 ～
5 代	宮 社 亨 (兼)	昭和 21. 6. 19 ～	24 代	碧 井 猛 (兼)	平成 10. 4. 1 ～
6 代	橋 本 程 次	昭和 21. 8. 16 ～	25 代	中 村 恒 穂	平成 11. 4. 1 ～
7 代	島 村 多之助	昭和 23. 5. 15 ～	26 代	伊 藤 清 臣	平成 14. 4. 1 ～
8 代	遠 藤 真 三	昭和 29. 4. 23 ～	27 代	藤 木 哲 郎 (兼)	平成 16. 4. 1 ～
9 代	本 田 保 三 (兼)	昭和 36. 10. 16 ～	28 代	松 本 良 二	平成 16. 7. 11 ～
10 代	田 部 正 孝 (兼)	昭和 37. 1. 16 ～	29 代	土 戸 啓 史	平成 19. 4. 1 ～
11 代	稲 田 正 実	昭和 37. 4. 1 ～	30 代	大 野 由記子	平成 21. 4. 1 ～
12 代	斉 藤 実	昭和 43. 4. 1 ～	31 代	松 本 良 二	平成 24. 4. 1 ～
13 代	鈴 木 貞 三 (兼)	昭和 50. 5. 17 ～	32 代	鎗 田 和 美	平成 27. 4. 1 ～
14 代	斉 藤 実	昭和 52. 4. 1 ～	33 代	大 野 由記子 (兼)	平成 31. 4. 1 ～
15 代	斉 藤 実 (兼)	昭和 55. 4. 1 ～	34 代	池 田 凡 美	令和 2. 4. 1 ～
16 代	斉 藤 実	昭和 56. 6. 16 ～	35 代	松 本 良 二	令和 3. 4. 1 ～
17 代	小 倉 敬 一 (兼)	昭和 62. 3. 31 ～	36 代	鎗 田 和 美 (兼)	令和 4. 4. 1 ～
18 代	西 村 明	昭和 62. 10. 1 ～	37 代	市 田 美 保	令和 5. 8. 1 ～
19 代	森 尾 昭	平成 3. 4. 1 ～			

2 概 要

管内は、勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町の2市2町からなり、その総面積は406.18平方キロメートルである。

東部は海岸線が太平洋に接し、西部は上総丘陵の尾根を境にして君津市、市原市に、南部は清澄山系を境に鴨川市に、北部は長生郡にそれぞれ接している。

気候は温暖で雨量も多く、海岸地帯は起伏が多く、景勝地と海水浴場に恵まれた通年型の観光地で、特に夏期は海水浴客で賑わっている。

生活形態は、農山漁村型に属し、令和6年4月1日現在（千葉県年齢別・町丁字別人口）の世帯数は32,505世帯、人口は65,565人で、人口密度は低く過疎地帯であるとともに、人口の高齢化率は年々上昇し、65歳以上の人口の割合は平均44.9%に達しており、県内で最も高い水準となっている。

県下有数の観光地であり、毎年多数の観光客が海や里山に訪れ、宿泊施設や飲食店、特産品の直売所等を利用することから、各施設の食品衛生、環境衛生の向上を図っている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

表3－(1) 管内人口及び世帯等の概況

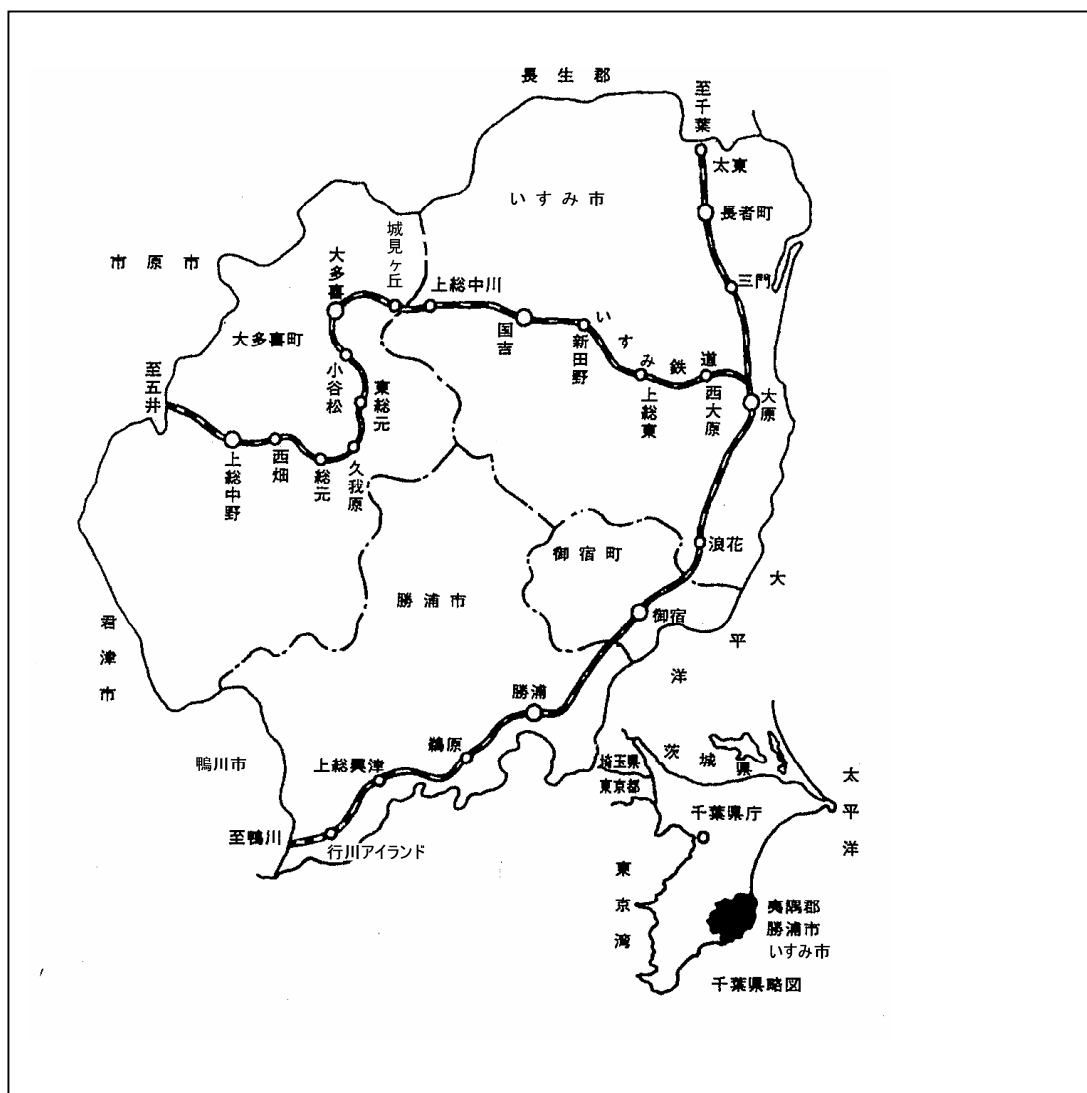
区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人／k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	28,516	63,069	155.2	406.18
勝 浦 市	7,676	15,326	163.1	*93.96
いすみ市	14,422	33,165	210.5	157.50
大多喜町	3,343	8,105	62.4	129.87
御 宿 町	3,075	6,473	260.4	*24.85
県 総 数	2,911,312	6,275,423	1216.9	5,156.48

出典：(人口) 令和6年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)

*勝浦市及び御宿町は、境界の一部が未定のため参考値

図3－(1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表3－(2)－アのとおりで、令和6年の年齢3区分によると、0歳～14歳までの年少人口は7.5%、15歳～64歳までの生産年齢人口は47.6%、65歳以上の老年人口は44.9%で、県平均(11.2%・61.1%・27.6%)に比し、年少人口及び生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっている。

管内の令和6年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3－(2)のとおりである。

表3－(2)－ア 年齢構成の推移

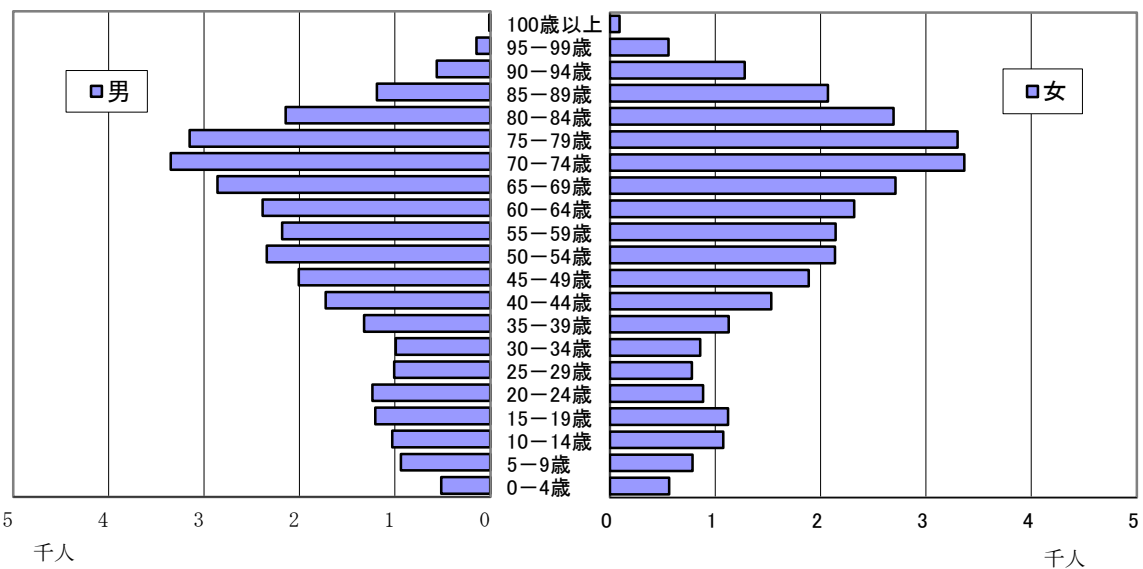
(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	20	84,212	8,426	(10.0)	49,624	(58.9)	26,162	(31.1)	－	－
	25	79,678	7,323	(9.2)	44,356	(55.7)	27,999	(35.1)	－	－
	30	73,220	6,153	(8.4)	37,079	(50.6)	29,988	(41.0)	－	－
	4	68,164	5,372	(7.9)	32,785	(48.1)	30,007	(44.0)	－	－
	5	66,863	5,166	(7.7)	32,013	(47.9)	29,684	(44.4)	－	－
	6	65,565	4,903	(7.5)	31,191	(47.6)	29,471	(44.9)	－	－
勝浦市	20	21,705	1,927	(8.9)	13,081	(60.3)	6,697	(30.9)	－	－
	25	20,112	1,651	(8.2)	11,436	(56.9)	7,025	(34.9)	－	－
	30	17,771	1,300	(7.3)	9,053	(50.9)	7,428	(41.7)	－	－
	4	16,203	1,069	(6.6)	7,741	(47.8)	7,393	(45.6)	－	－
	5	15,868	1,010	(6.4)	7,553	(47.6)	7,305	(46.0)	－	－
	6	15,465	957	(6.2)	7,276	(47.0)	7,232	(46.8)	－	－
いすみ市	20	43,314	4,620	(10.7)	25,734	(59.4)	12,960	(29.9)	－	－
	25	41,275	4,076	(9.9)	23,148	(56.1)	14,051	(34.0)	－	－
	30	38,574	3,522	(9.1)	19,962	(51.7)	15,090	(39.1)	－	－
	4	36,345	3,133	(8.6)	17,947	(49.4)	15,265	(42.0)	－	－
	5	35,651	3,026	(8.5)	17,531	(49.2)	15,094	(42.3)	－	－
	6	35,075	2,886	(8.2)	17,182	(49.0)	15,007	(42.8)	－	－
大多喜町	20	11,105	1,181	(10.6)	6,465	(58.2)	3,459	(31.1)	－	－
	25	10,335	988	(9.6)	5,830	(56.4)	3,517	(34.0)	－	－
	30	9,314	825	(8.9)	4,743	(50.9)	3,746	(40.2)	－	－
	4	8,446	729	(8.6)	4,069	(48.2)	3,648	(43.2)	－	－
	5	8,274	709	(8.6)	3,957	(47.8)	3,608	(43.6)	－	－
	6	8,604	677	(8.4)	3,797	(47.1)	3,590	(44.5)	－	－

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
御宿町	20	8,088	698	(8.6)	4,344	(53.7)	3,046	(37.7)	—	—
	25	7,956	608	(7.6)	3,942	(49.5)	3,406	(42.8)	—	—
	30	7,561	506	(6.7)	3,321	(43.9)	3,734	(49.4)	—	—
	4	7,170	441	(6.2)	3,028	(42.2)	3,701	(51.6)	—	—
	5	7,070	421	(6.0)	2,972	(42.0)	3,677	(52.0)	—	—
	6	6,961	383	(5.5)	2,936	(42.2)	3,642	(52.3)	—	—
県総数	20	6,199,089	833,409	(13.4)	4,184,741	(67.5)	1,180,939	(19.1)	—	—
	25	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	—	—
	30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	—	—
	4	6,305,476	736,282	(11.7)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	—	—
	5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	—	—
	6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－（2）管内年齢5歳階級別人口構成図（令和6年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年4月1日現在）

表 3 - (2) - イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢 区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 総数	65,565	1,077	1,721	2,105	2,327	2,118	1,788	1,847	2,452	3,257	3,892	4,481	4,323	4,706	5,569	6,712	6,448	4,835	3,259	1,841	704	103
男	32,293	514	937	1,028	1,205	1,234	1,009	991	1,324	1,726	2,006	2,344	2,181	2,386	2,859	3,348	3,149	2,144	1,190	560	146	12
女	33,272	563	784	1,077	1,122	884	779	856	1,128	1,531	1,886	2,137	2,142	2,320	2,710	3,364	3,299	2,691	2,069	1,281	558	91
勝浦市 総数	15,465	228	350	379	601	630	423	419	510	682	821	1,000	1,026	1,164	1,352	1,639	1,580	1,187	812	467	159	36
男	7,690	100	182	179	325	416	240	244	281	376	422	545	512	598	697	833	767	514	291	126	41	1
女	7,775	128	168	200	276	214	183	175	229	306	399	455	514	566	655	806	813	673	521	341	118	35
いすみ市 総数	35,075	656	1,014	1,216	1,252	1,072	1,014	1,044	1,447	1,852	2,230	2,501	2,305	2,465	2,905	3,371	3,271	2,487	1,662	933	340	38
男	17,288	320	575	608	640	593	569	536	773	999	1,140	1,298	1,177	1,242	1,497	1,668	1,566	1,117	607	286	72	5
女	17,787	336	439	608	612	479	445	508	674	853	1,090	1,203	1,128	1,223	1,408	1,703	1,705	1,370	1,055	647	268	33
大多喜町 総数	8,064	120	224	333	292	254	202	227	291	434	452	509	539	597	750	860	720	513	379	240	112	16
男	3,974	60	112	158	154	138	112	124	162	220	247	266	267	308	382	429	379	230	119	88	16	3
女	4,090	60	112	175	138	116	90	103	129	214	205	243	272	289	368	431	341	283	260	152	96	13
御宿町 総数	6,961	73	133	177	182	162	149	157	204	289	389	471	453	480	562	842	877	648	406	201	93	13
男	3,341	34	68	83	86	87	88	87	108	131	197	235	225	238	283	418	437	283	173	60	17	3
女	3,620	39	65	94	96	75	61	70	96	158	192	236	228	242	279	424	440	365	233	141	76	10
千葉県 総数	6,308,398	203,449	244,226	261,528	277,718	331,724	347,587	340,324	368,778	404,261	466,375	522,784	435,675	361,946	343,439	410,906	389,776	309,295	181,309	81,282	22,727	3,289
男	3,139,640	104,075	125,263	134,562	142,775	170,621	180,319	177,645	192,055	209,736	242,190	270,806	225,474	184,732	170,015	195,508	177,590	134,633	71,469	25,086	4,700	386
女	3,168,758	99,374	118,963	126,966	134,943	161,103	167,268	162,679	176,723	194,525	224,185	251,978	210,201	177,214	173,424	215,398	212,186	174,662	109,840	56,196	18,027	2,903

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和 6 年 4 月 1 日現在）

4 健康相談

表 4 健康福祉相談及び検査の日

(令和 6 年 5 月 1 日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談 (心の健康相談)	毎月第 1、第 3 木曜日	午後 2 時～ 午後 3 時 3 0 分	予約制
D V 相談	電話相談 月曜日～金曜日 来所相談 毎週木曜日 (原則予約)	午前 9 時～午後 5 時	専用電話 0470-73-0801
「障害のある人もない 人も共に暮らしやすい 千葉県づくり条例」に 係る相談	月曜日～金曜日	午前 9 時～午後 5 時	専用電話 0470-73-4630
H I V 検査	毎月第 2 木曜日 第 4 火曜日	午後 1 時～午後 2 時	予約制 無料匿名
肝炎ウイルス検査 (B 型・C 型)	毎月第 2 木曜日 第 4 火曜日	午後 1 時～午後 2 時	予約制 無料匿名
梅毒・淋菌 クラミジア検査	毎月第 2 木曜日 第 4 火曜日	午後 1 時～午後 2 時	予約制 無料匿名
結核接触者健診 管理検診	随時	随時	対象者に通知
被爆者健診	年 2 回	午後 1 時 3 0 分～ 午後 2 時 3 0 分	対象者に通知
エイズ相談	月曜日～金曜日	午前 9 時～午後 5 時	
腸内細菌検査	毎月第 2、第 3、 第 4 火曜日 (休前日・休前々日は除く)	午前 9 時～ 午前 1 1 時	有料

※実施日は、休日及び年末年始は除く

5 各種委員会

(1) 夷隅健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項に基づき、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5－(1) 運営協議会委員名簿（令和7年3月31日現在）（順不同・敬称略）

現 職 名	氏 名
県議会議員	小 高 伸 太
県議会議員	小 路 正 和
勝 浦 市 長	照 川 由美子
いすみ市長	太 田 洋
大多喜町長	平 林 昇
御 宿 町 長	原 宏
夷隅医師会長	塩 田 吉 宣
夷隅郡市歯科医師会地域歯科保健委員会 委員長	片 倉 政 子
外房薬剤師会 理事	石 野 良 和
夷隅地域獣医師会長	森 川 譲 二
千葉県看護協会長夷地区部会夷隅地区代表	山 本 恵美子
夷隅郡市小中学校校長会	石 橋 由 江
夷隅保健所管内食品衛生協会 副会長	久 我 司
夷隅郡市栄養士会長	大 屋 真理子
千葉県美容業生活衛生同業組合夷隅支部 副支部長	平 山 禮 子
大多喜町社会福祉協議会 事務局長	永 嶋 耕 一
御宿町民生委員児童委員協議会 会計	高 倉 久 香
いすみ市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	時 田 友 子
日本赤十字社千葉県支部勝浦市奉仕団 副委員長	吉 田 幸 子
大多喜町赤十字奉仕団 委員長	米 本 真由美
夷隅郡市食生活改善連絡協議会長	市 原 美津子
千葉県保育協議会 夷隅支会長	柏 宏 美

(2) 夷隅保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

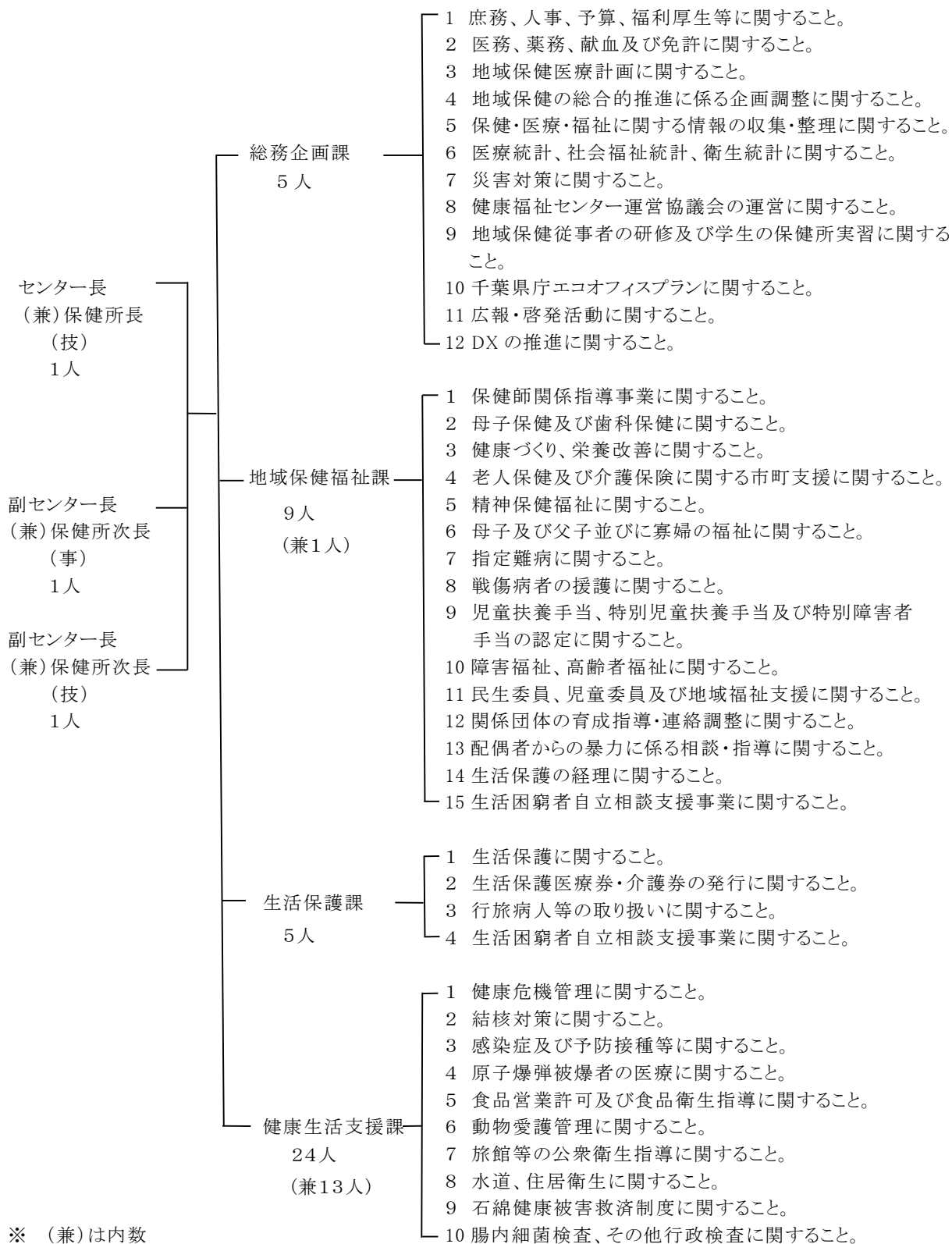
表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和7年3月31日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
いすみ医療センター 病院長	伴 俊 明
越後貫医院 院長	越後貫 聖
亀田総合病院 感染症科部長	大 澤 良 介
高浦司法書士事務所 所長	高 浦 伸 芳
人権擁護委員	栗 山 富久江

6 機構及び事務内容

令和6年5月1日現在



※ (兼)は内数

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和6年5月1日現在)

	所長 (センター長)	次長 (副センター長)	総務企画課	地域保健福祉課 【課長】	生活保護課 【課長】	健康生活支援課 【課長】	計
合 計	1	2	5	9 【1】 (1)	5 【1】	24 【1】 (13)	46 【3】 (14)
医 師	1	－	－	－	－	－	1
事 務	－	1	3	3 (1)	5 【1】	－	12 【1】 (1)
薬剤師	－	－	2	－	－	4 (2)	6 (2)
獣医師	－	－	－	－	－	6 【1】 (3)	6 【1】 (3)
保健師	－	1	－	3	－	3	7
診療放射線技師	－	－	－	－	－	1 (1)	1 (1)
臨床検査技師	－	－	－	－	－	8 (7)	8 (7)
管理栄養士	－	－	－	2 【1】	－	－	2 【1】
精神保健福祉士	－	－	－	1	－	－	1
その他の技術職員	－	－	－	－	－	2	2
食品衛生監視員（再掲）	1	－	－	－	－	10 【1】 (5)	11 【1】 (5)
環境衛生監視員（再掲）	1	－	－	－	－	6 【1】	7 【1】

(注)・技術職員の内訳は、主たる職種。

また、兼務職員の内訳は（ ）に、課長の職種は、【 】内に再掲。

・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。